

事案の概要(第1回委員会以降)

9月10日(金)に福岡地検小倉支部は、九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所 調査課 水工係長 中島(旧姓石橋)悟朗容疑者(47歳)を、加重収賄罪で起訴した。

報道によると、令和2年11月から令和3年2月までの海洋環境整備船「がんりゅう」に搭載されているクレーン修理業務を巡り、容疑者は山口県下関市の船舶修理会社が受注できるよう便宜を図った見返りに北九州市門司区内の合同庁舎の駐車場で3回にわたり、ワイヤレスイヤホンなど8点(35万円相当)を受け取ったとされている。クレーン修理業務は少額随意契約(予定価格100万円以下)で複数回に分け、契約額を約100万円水増しして発注したとされ、当該会社が計二百数十万円で受注している。

また、容疑者は当該会社に「業務を受注させる」など持ちかけ、物品を指定して電化製品などを要求し、平成28年以降に、少なくとも約200点、総額約1,500万円相当の物品を受け取った疑いがあるとされている。

容疑者は受け取った電化製品を換金し、ギャンブルや飲食などの遊興費に充当していたとみられる。関門航路事務所に勤務していた6年間、「がんりゅう」の修理費用の積算や補修業者選定を一人で担当していた。

【経緯】

- 令和3年8月22日(日) 収賄の容疑により福岡県警に逮捕
- 令和3年8月23日(月) 福岡県警が福岡地検小倉支部に送検、関門航路事務所
に家宅捜査
- 令和3年9月10日(金) 福岡地検小倉支部が福岡地裁小倉支部へ「加重収賄
罪」で起訴
※船舶修理業者の男性職員も同じく「贈賄罪」で在宅起訴

(参考)

- 令和3年9月21日(火) 九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止。

九州地方整備局における不正事案を受けての取組

平成19年2月 発注者綱紀保持の一層の徹底の取組

・綱紀保持 ・契約制度 ・暴力団排除等に関する啓蒙等

平成23年 3月 再発防止策の取組

- ・綱紀保持の更なる徹底
- ・内部通報窓口の拡充
- ・積算担当者と業者との接触回避
- ・調査基準価格等の管理 など

平成24年10月 再発防止策の取組(追加)

- ・局幹部と事務所職員のミーティング実施
- ・講習会の取組強化・拡充 など

【発注業務に係る過去の不正事案】

平成19年 苅田港湾副所長収賄事件

平成22年 嘉瀬川ダム収賄・官製談合防止法違反事件

平成23年 熊本河国収賄・官製談合防止法違反事件

高知県内官製談合防止法違反事件を受けての取組

平成24年11月 九州地方整備局コンプライアンス推進本部設置

平成24年12月 九州地方整備局コンプライアンスアドバイザリー委員会設置

平成24年度～平成27年度

九州地方整備局コンプライアンス推進計画策定(各年度毎)

・副所長室の大部屋化、推進本部月1回定例開催、発注者綱紀保持規程改正等

平成27年 3月 九州地方整備局「職場の健康づくり」推進計画(平成27～29年度)策定

※外部有識者の意見を踏まえ、継続的かつ安定的な体制・取組を図るため、全整備局初の複数年計画策定

平成30年 3月 九州地方整備局「職場の健康づくり」推進計画(平成30～平成32年度)策定

～コンプライアンスのさらなる向上を目指して～

令和 3年 3月 九州地方整備局コンプライアンス推進計画(令和3～令和5年度)策定

倫理・コンプライアンス意識の向上
発注事務における綱紀保持の徹底
内部監査の強化・充実 など

継続
した
取組

内部通報制度の概要と運用状況

- 内部通報制度は、「九州地方整備局発注者綱紀保持規程」並びに「国家公務員倫理法等違反に係る外部窓口への報告要領」の2つが存在。
- 過去、九州地方整備局において、上記制度を適用した内部通報の実績はない。

1. 発注事務を対象とした内部報告制度

【九州地方整備局発注者綱紀保持規程】

①内部窓口への報告

職員は、発注事務に関し、この規程の規定に抵触すると思料する事実を確認し、又は通報を受けたときは、速やかに発注者綱紀保持担当者※に報告しなければならない。(第8条第1項)

※発注者綱紀保持担当者 ... <本局>適正業務管理官及び港政調整官 <事務所>副所長(事務)等

②外部窓口を経由した報告

職員は、①の報告を、発注者綱紀保持担当弁護士を経由して行うことができる。(第9条第1項)

③周知措置

- 1) 発注者綱紀保持規程・マニュアル及び窓口のイントラネット掲載。
- 2) 報告窓口を記載した「発注者綱紀保持携帯用カード」を全職員へ配布。
- 3) 研修・講習会等を通じた職員への周知。

《発注者綱紀保持携帯用カード》

発注者綱紀保持規程を遵守しよう！！
発注者綱紀保持規程違反通報窓口

【発注者綱紀保持担当者】
本局 適正業務管理 港政調整官
(内線: [REDACTED]) (内線: [REDACTED])
例) 事務所 副所長(事務) (内線: [REDACTED])
◎判断に迷ったときには遠慮せず相談を！！

【外部報告窓口】
発注者綱紀保持担当弁護士 [REDACTED]
TEL [REDACTED] FAX [REDACTED]
メールアドレス: [REDACTED]

★社会的要請に的確に対応し、誠実かつ公正な行動をとりましょう！

2. 国家公務員倫理法等違反に係る内部報告制度

【国家公務員倫理法等違反に係る外部窓口への報告要領】

①外部窓口を経由した報告

職員は、国家公務員倫理法等に抵触すると思料する事実を確認したときは、国家公務員倫理保持担当発注者綱紀保持担当弁護士を経由して、報告を行うことができる。

②その他

国家公務員倫理審査会(「公務員倫理ホットライン」)及び国土交通省本省に通報窓口が設置されている。

③周知措置

- 1) 各窓口のイントラネット掲載。
- 2) 窓口を記載した「国家公務員倫理カード」を全職員へ配布。
- 3) 研修・講習会等を通じた職員への周知

国家公務員倫理審査会
国家公務員倫理カード

私は、国家公務員としての誇りを持ち、その使命を自覚して、以下の規範を遵守します。

- 国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たること
- 職務や地位を私利私欲のために用いないこと
- 国民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと
- 公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務に取り組むこと
- 勤務時間外でも、公務の信用への影響を認識して行動すること

倫理行動規程(倫理規程第1条)

判断に迷ったとき、何かおかしいと気付いたときは、上司や相談・通報窓口又は倫理審査会に相談しましょう

あなたの所属組織の相談・通報窓口(連絡先を記載しましょう)

組織内部の窓口 [REDACTED] 外部の窓口(弁護士事務所など) [REDACTED]

公務員倫理ホットライン(国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口)

TEL [REDACTED] MAIL [REDACTED]
FAX [REDACTED] WEB 公務員倫理ホットライン [REDACTED]
郵便 〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

※掲載した内容が変更された場合は、速やかにこの内容を、通報窓口が利用できる状態に更新することをお願いいたします。

令和2年3月作成

- ① 過去の不正事案等を受け、コンプライアンス研修・講習等を通じた発注者綱紀保持の取組は強化されてきており、地方整備局、事務所の各単位で取組は着実に実施されているが、職員への浸透度合いには差がある。
- ② 当該職員へのフォローアップが十分ではなかったと考えられる。
- ③ 当該職員が担当した海洋環境整備船及び港湾業務艇に係る契約の実態について確認したところ、一連の発注業務が当該職員任せになっていた、などの不適切な行為が明らかになった。
- ④ 内部通報制度は存在し、職員への周知も行われている。
(管内での通報実績はない。)
- ⑤ 九州地方整備局では、定期的に内部監査を実施している。
少額随契も対象であるが、案件数が膨大であることから実際に監査の対象となる案件は限られている。

九州地方整備局が保有する海洋環境整備船等の例

○ 九州地方整備局が保有する海洋環境整備船等と、それぞれに備え付けられている特殊な機器の例は以下の通り。

大型浚渫兼油回収船「海翔丸」



浚渫用ドラグヘッド



油回収装置

測量船「海燕」



ナローマルチビームソナー(点検中)



船上測量演算装置

海洋環境整備船「がんりゅう」



グラブ付多関節クレーン



浮遊式油回収装置

航路調査船「鎮西」



前方障害物探査装置

港湾業務艇と海洋環境整備船等の違い

- 港湾業務艇は一般的に人を運ぶ交通船等とほぼ同様の仕様となっている。海洋環境整備船等は、港湾業務艇と同様の船舶航行に要する機器類に加え、各種作業用のさまざまな特殊装備品を搭載している。

港湾業務艇

主に、以下の業務に係る人員又は軽易な物資の運搬の用に供される。

- ・ 直轄港湾工事の監督、検査
- ・ 港湾施設の測量・調査、並びに施設点検
- ・ 災害時における支援物資の運搬や関係者等の輸送等の災害支援活動
- ・ 港湾視察 等



港湾業務艇



海洋環境整備船等

- ・ 各種作業を実施するための特殊な装備品を追加搭載

- ・ 航路浚渫用のドラグヘッド、大型ポンプ、土砂積込み泥艙、各種操作盤など
- ・ グラブ付多関節クレーン、海面清掃用の塵芥回収装置、保管コンテナなど
- ・ 油回収作業用の浮遊式回収装置、油水保管設備など
- ・ 水路測量作業用のナローマルチビームソナー、演算装置など
- ・ 海底にある障害物を探査する前方障害物探査装置

等



ドラグヘッド



グラブ付多関節クレーン

船舶修理及び船舶用品購入に係る契約業務の概要

- 定期点検等については、実績として一般競争入札により実施。
- 簡易な修理については、実績として少額随意契約により実施。
- 対応可能な者が特定される装備品の修理については、実績として特命随意契約により実施。

一般競争入札

1,500万円以上の場合……………契約まで3ヶ月から4ヶ月程度の日数を要する

1,500万円を超えない場合……………契約まで1ヶ月程度の日数を要する

随意契約

少額随意契約(船舶修理)

100万円を超えない場合……………契約まで1週間程度の日数を要する

少額随意契約(船舶用品購入)

160万円を超えない場合……………契約まで1週間程度の日数を要する

特命随意契約・緊急随意契約

金額による制限なし……………契約まで1週間程度の日数を要する

※会計法第29条の3第4項に規定する要件該当性の確認及び随意契約理由書の作成が必要

特命随意契約の要件:「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」

緊急随意契約の要件:「緊急の必要により競争に付することができない場合」

契約関係の事実確認結果

- ① 当該職員が担当した海洋環境整備船及び港湾業務艇に係る契約の実態について確認したところ、本来契約担当課が徴取すべき見積書を業務担当課が行っていた、一連の発注業務を当該職員が一人で行っていた、などの不適切な行為が明らかになった。
- ② 背景の一部としては、特殊な装置や機械器具が搭載された海洋環境整備船等に係る修理及び特殊な装備品に係る契約は、技術的に専門性が高く、かつ、突発的な故障等に迅速に対応する必要があるということが影響していると考えられる。
- ③ 加えて、当該契約業務の監督・検査にあたっては、検査職員が、少額の契約であることを理由に、直接確認をせずに担当係長(当該職員)からの報告のみで処理するなどの不備もあった。

- 国家公務員の採用、昇任等に関する基本的な考え方については、内閣人事局「採用昇任等基本方針」
[平成26年6月24日閣議決定]に基づき実施。
- 「職員の昇任及び転任を行うに当たっては、人事評価に基づき、適材適所の人事運用を徹底する。」ことが定められており、この基本方針に鑑み運用を行っているところ。

国家公務員法より抜粋

(採用昇任等基本方針)

第五十四条

内閣総理大臣は、公務の能率的な運営を確保する観点から、あらかじめ、次条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者と協議して職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針（以下「採用昇任等基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

内閣人事局「採用昇任等基本方針」〔平成26年6月24日閣議決定〕より抜粋

3. 昇任及び転任に関する指針

(1) 基本的な考え方

職員の昇任及び転任を行うに当たっては、人事評価（人事評価が行われない場合には、その他の能力の実証。以下同じ。）に基づき、適材適所の人事運用を徹底する。

(3) 転任に関する指針

転任については、多様な勤務機会の付与、多岐にわたる行政課題や業務の繁閑への的確な対応、同一官職に長期間就けることに伴う弊害の防止等を勘案しつつ行う。

- ① 当該職員は、本人希望や個人的事情への配慮のほか、定員削減や業務再編の影響、当該職員が有する専門性の活用等により、結果として6年間同一の業務を担当することとなった。
- ② 九州地方整備局においては、本人の疾病等やむを得ない事情により、発注等事務に従事する職員のうち、同一ポストの在任期間が3年以上になっている職員が一定数いるほか、定員削減や業務再編により課及び役職が変わっても、前職から継続して3年以上、同一職務を担務しているケースがある。
- ③ 職員の経済状況については、裁判所から地方整備局への差押命令があったケースに加え、職員間の日常的コミュニケーションにおいて把握できる場合がある。

緊急的な点検の概要

- 関門航路事務所の事案の概要、事実確認の結果を踏まえ、管内の他の海洋環境整備船保有事務所においてコンプライアンス、契約関係の緊急点検を実施するとともに、九州地方整備局全体において内部通報制度・人事配置関係の緊急的な点検を実施した。

緊急的な点検項目

1) コンプライアンス・契約関係

(コンプライアンス関係)

- ・コンプライアンスの取組状況
- ・内部通報制度の周知状況

【熊本港湾・空港整備事務所】

【九州地方整備局】

(契約関係)

- ・契約手続きの逸脱(契約担当課・業務担当課の別)
- ・契約の確認体制

【熊本港湾・空港整備事務所】

【熊本港湾・空港整備事務所】

2) 人事配置関係

- ・課及び役職が変わっても同一職務に従事している実態
- ・職員の経済的困窮状況

【九州地方整備局】

【九州地方整備局】

緊急的な点検の結果

- ① 九州地方整備局における内部通報制度の周知状況については、全事務所で周知が行われていることを確認した。
- ② 今回の事案を踏まえ、海洋環境整備船を保有する熊本港湾・空港整備事務所を対象としてコンプライアンスの取組、契約手続き状況、契約の確認体制について緊急点検を行い、海洋環境整備船及び港湾業務艇に係る少額随意契約手続きにおいて、業務担当課が見積書を徴取していたことを確認した(現在は適正な手続きに是正済)。他方で、関門航路事務所とは異なり、一連の発注業務を一人で行っていないことを確認した。
- ③ 九州地方整備局においては、本人の疾病等やむを得ない事情により、発注等事務に従事する職員のうち、同一ポストの在任期間が3年以上になっている職員が一定数いるほか、定員削減や業務再編により課及び役職が変わっても、前職から継続して3年以上、同一職務を担務しているケースがある。また、裁判所からの債権差押命令等のある職員で発注等事務に従事している職員はいなかった。